

伊方町議会第 8 5 回定例会に係る一般質問通告内容

質問者	質問の大綱	質問の相手
加藤 智明 議員	1 会計年度任用職員の有給休暇制度の格差是正および事務効率化について	副町長
質問の要旨		
現在、国を挙げて「働き方改革」や「ワークライフバランスの推進」が叫ばれており、本町が質の高い行政サービスを維持するためには、正職員のみならず、現場を支えるすべての労働者が働きやすい環境を整えることが不可欠であります。特に育児や介護、通院などを抱えながら限られたシフトで勤務する非正規雇用の職員にとって、休暇制度の利便性は仕事を選ぶ上でも大切な項目ではないかと思えます。 労働基準法において、有給休暇はフルタイムの正職員だけでなく、週の勤務日数が少ないアルバイトやパートタイム労働者に対しても、その労働実績に応じて等しく付与されるべき当然の権利として定められております。 しかしながら、現行の伊方町の運用において、正職員が「15 分単位」での有給休暇取得が認められているのに対し、短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員においては、「1 時間単位」での取得が基本とされていることで、当事者からは不満の声があります。この 45 分の差は、限られた時間でやりくりしているパートタイム会計年度任用職員にとっては貴重な時間だと思えます。政府が掲げる「同一労働同一賃金」の精神、ひいては不合理な待遇格差の解消という方針から見ても見直しが必要なのではないかと感じます。 また、労務管理の視点から見ても、有給休暇の付与基準日が、正職員は 1 月 1 日であるのに対し、会計年度任用職員は 4 月 1 日となっており、雇用形態によって基準日にズレが生じております。同じ役場内で二つの異なる休暇サイクルが存在することは、労務管理において「二重の事務負担」を生じさせる原因となっており、4 月の人事異動の際にも正職員の休暇残高の引き継ぎが複雑化しているのではないかと懸念しております。 これらを踏まえ、理事者には 2 点お尋ねします。 1 つ目にパートタイム会計年度任用職員における「15 分単位の有給取得」の適用拡大について。 不合理な格差を是正し、職員の労働環境を向上させるため、すべての会計年度任用職員に対して、正職員と同様に気兼ねなく「15 分単位での取得」を可能とすべきと考えますが見解を伺います。 2 つ目に有給休暇基準日の 4 月 1 日への統一と労務管理の効率化について。 同じ組織内での二重管理による事務負担、および人事異動時の複雑化を解消するため、正職員の基準日も 4 月 1 日へ変更し、有給管理を一本化する考えはあるのかお伺います。		